

## 平成24年度福島県動物愛護推進懇談会

- 1 日 時 平成25年2月15日（金） 午後1時30分～午後3時50分
- 2 場 所 和牛会館 3階会議室（福島市早稲町8-3）
- 3 出席者 【社団法人福島県獣医師会の代表】 森澤 道明 委員  
【動物飼養管理者の代表】 長岡 裕子 委員  
【福島県動物愛護ボランティア会の代表】 山崎麻弥子 委員  
【公募による県民の代表】 増田比沙子 委員  
【市町村の代表】 嶋原 和彦 委員

### 4 議事内容

#### 【開会】

（司会）ただいまから、平成24年度福島県動物愛護推進懇談会を開催します。  
懇談会の開催に先立ちまして、委員の方々に委嘱状を交付いたします。

（各委員への委嘱状交付）

（司会）続きまして、福島県保健福祉部次長より御挨拶を申し上げます。

#### 【あいさつ】

（保健福祉部次長）懇談会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。日頃皆様方におかれましては、動物愛護思想の普及啓発に格別の御理解と御協力をいただきまして、心から感謝申し上げます。また、本日は、忙しい中当懇談会に御出席いただきまして改めて御礼申し上げます。

改めて申し上げるまでもないことですが、動物は人間と深い関わりを持っており、私たちの生活に安らぎを与え優しさや思いやりにあふれた豊かな人間性を育んでくれる存在であります。そのため、多種多様な動物がペットとして飼われるようになり、ペットブームという言葉も頻繁に聞かれるようになりました。

中でも、犬と猫との関わりは、年々密接になってきた感がございます。このことは、動物特集の番組や映画などが大変多くなっているということ、さらには、国内の犬や猫の飼育頭数にも反映されているところでありまして、現在2,100万頭が飼われていると言われていたところがございます。

このような中で、一昨年に発生いたしました東日本大震災では多くのペットたちが災害に見舞われました。原子力災害という未曾有の災害のなかで、本県には動物を愛する多くの皆様方から支援が寄せられました。福島県においても、環境省や社団法人福島県獣医師会等とも連携しながら、被災者の家族の一員であるペットを保護し続けているところでございます。

本日は、この大震災における福島県の動物保護の状況やこの震災を教訓に新たに動物愛護法に盛り込まれることとなりました項目、昨今の動物の取扱に関する状況の変化に伴い改正となる事項などを御説明しながら、日頃皆様が考えられておられることなど率直な御意見、御提言をいただきまして、今後の本県の動物愛護管理行政に反映させていきたいと考えておりますので、限られた時間ではございますが、委員の皆様には特段の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(司会) ありがとうございます。次長につきましては、他にも会議等がございますのでこれで退席させていただきます。

### **【委員紹介】**

(司会) 懇談会に入る前に、本日お集まりいただきました委員の方々を御紹介させていただきます。

森澤道明委員でございます。

(森澤委員) 森澤でございます。よろしくお願ひします。

(司会) 長岡裕子委員でございます。

(長岡委員) 長岡です。よろしくお願ひします。

(司会) 山崎麻弥子委員でございます。

(山崎委員) 山崎です。よろしくお願ひします。

(司会) 嶋原和彦委員でございます。

(嶋原委員) 嶋原です。どうぞよろしく申し上げます。

(司会) 増田比沙子委員でございます。

(増田委員) 増田と申します。よろしく申し上げます。

(司会) 本日は欠席されておりますが、学識経験者といたしまして社団法人福島県獣医師会の太田禅先生も委員になっておりますので、御紹介しておきたいと思っております。

### 【座長選出】

(司会) 本日は5名の委員の皆様により会を進めさせていただきます。

続きまして今回設置要綱第5の1に基づきまして、座長の選出をいたしますが、皆様いかがいたしましょうか？

(「事務局一任」の声)

(司会) ただいま「事務局一任」の声がありましたので、事務局案を御提示させていただきます。それでは、座長を森澤委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか？

(拍手)

(司会) 拍手で承認されたものとみなしまして、そのようにさせていただきます。それでは森澤委員よろしく申し上げます。

(森澤委員) 森澤でございます。ただいま座長をおおせつかりまして、暫時座長の責を果たしたいと思っております。はなはだ、不慣れではございますが、進行の協力方よろしくをお願いしたいと思っております。

(座長) それでは、委員の紹介もありましたので、早速議事に入りたいと思っております。当懇談会も震災等で中断した期間がございまして、経過等についておわかりで

ない委員の方もいるかと思しますので、経過等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 懇談会について簡単に御説明させていただきます。当懇談会は平成13年に発足しております。各委員の任期は2年で今年度から第6期目に入るところでございます。これまでの懇談内容といたしましては、福島県の動物愛護の現状、課題の抽出、諸々の行政施策への意見等をいただきながら話し合ってきたところがございます。

その結果として、第3期にあたります、平成18年3月に「福島県の動物愛護のあり方」というものを取りまとめまして、これを基に、平成18年の「動物の愛護および管理に関する法律」の改正に基づく、本県の動物愛護推進計画が策定されております。その後、推進計画ができた以降は、懇談会設置要綱を改正いたしまして、懇談内容の中に、推進計画に関する事項を加えまして、計画の進行管理にあたってきたところでは、平成22年度につきましては、実際の実施結果について懇談会を開催しました。平成23年度につきましては、先ほど座長から話がありましたとおり、東日本大震災がありまして中断しているところがございます。簡単ではありますが、以上でございます。

(座長) ありがとうございます。過去の経過でございますが、これについて何か御意見ございますか？特になければ、過去を踏まえて、議事を進めてまいりたいと思います。よろしいですか？

(特に意見なし)

#### **【懇談事項1 平成23年度動物愛護管理事業の実績について】**

(座長) それでは、懇談事項1「平成23年度動物愛護管理対策事業実績について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 事務局から説明させていただきます。資料1「平成23年度動物愛護管理の事業の状況」をご覧ください。

まずはじめに、飼い犬等のしつけ方教室についてですが、事業の目的としては、犬や猫の飼い主にしつけの方法や、飼養に関する知識等を習得させることにより、

人と動物の共生の推進を図ることを目的としております。

事業の概要としましては、県内各保健福祉事務所（保健所）において飼い犬の生理、習性、適正飼養等に関する学科講習、それからデモ型、個別指導型の実技講習を合わせて開催し、人と動物の共生のために必要な知識および技術の普及啓発を図りました。

指標の設定としましては、しつけ方教室の開催回数、それから、しつけ方教室の受講者数のこの2つを指標としております。まず、しつけ方教室の開催回数ですが、56回を基準値として、平成23年度の目標値としましては60回を目標としておりました。それに対して、平成23年度の実績としましては31回となっております。活動指標の2つ目の受講者数ですが、基準値が656名、平成23年度の目標としましては700名、実績としましては423名となりました。

実績の詳細および今後の方向性ですが、各保健福祉事務所の開催数、受講者数は記載のとおりです。今後の施策の方向ですが、平成24年度もそのまま継続して進めております。

次に、2番目の動物愛護管理強化対策事業ですが、無登録、未注射犬の一掃及び放置犬等の一掃を重点的に行い、安全で安心できる生活環境の確保を図ることを事業の目的としております。

事業の概要としましては、10月15日から11月14日までの期間に、集中的に動物の愛護および動物の適正飼養についての広報を行うとともに、無登録、未注射犬および放置犬の一掃ならびに動物取扱業者への立ち入り指導を併せて実施することでございます。

指標の設定値としましては、1つ目は狂犬病予防注射の実施率、2つ目は犬の捕獲頭数、3つ目が犬の苦情処理件数、これを指標としております。

基準値としまして、予防注射の実施率としましては77.7%、捕獲頭数につきましては2,229頭、苦情処理件数としては3,521件を基準値としております。

平成23年度の目標値としましては注射率としては100%、捕獲頭数については1750頭以下、犬の苦情処理件数については2,850件以下を目標値としております。

平成23年度の実績としましては、注射率に関しては68.2%、捕獲頭数に関しましては1295頭、苦情処理件数に関しましては2,398件が実績となっております。

実績の詳細と今後の方向性でございますが、東日本大震災に伴う原発災害等の影響により狂犬病予防注射実施率は低下、また、犬の捕獲頭数や苦情等も減少しております。なお、狂犬病予防注射の実施率は依然として低いままであるため、引き続き同様に事業を継続していくこととしました。施策の方向性ですが、平成24年度もこのまま継続していくこととしております。

次に、犬及び猫の引き取り事業ですが、事業の目的としましては、動物愛護法に基づき、犬及び猫について飼養が困難となったものから引き取りを行うことを目的としております。

概要としましては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬及び猫の引き取りでございます。指標の設定ですが、1つ目は犬の引き取り頭数、2つ目は、猫の引き取り頭数になります。

基準値としましては、犬の引き取り頭数に関しましては944頭、猫の引き取り頭数に関しましては4,031匹、これを基準値としております。

平成23年度の目標値としましては、犬の引き取り頭数は660頭以下、猫の引き取り頭数は2800匹以下を目標値としております。

平成23年度の実績につきましては、犬の引き取り頭数が633頭、猫の引き取り頭数が3,131匹となっております。

実績の詳細及び今後の方向性に関しましては、まず、実績としては、東日本大震災に伴う原発災害等の影響により減少してございます。今後の方向性については、法律に定められた規定であるため事業を継続していくということで、平成24年度もそのまま継続しております。

次に、犬及び猫の譲渡事業に関してであります。事業の目的としましては、収容動物を希望される方に譲渡し、殺処分数を減少させることを目的としております。事業の概要としましては、犬及び猫の譲渡要領に基づきまして適正に譲渡事業を推進したところ です。

指標の設定としましては、一つ目は犬の譲渡数、2つ目は猫の譲渡数、この2つを指標としております。

基準値としまして、犬の譲渡数に関しましては179頭、猫の譲渡数に関しては17匹、これを基準値としております。平成23年の目標値ですが、犬の譲渡数につきましては220頭、猫の譲渡数につきましては60匹、これを目標値にしておりました。平成23年度の実績としましては、犬の譲渡数につきましては、468頭、猫の譲渡数につきましては331匹の実績となっております。

実績の詳細及び今後の方向性についてですが、実績については記載のとおりですが、相双、南会津については、実績なしとなっております。今後の施策の方向性としましては、平成24年度もこのまま継続で進めております。

次に、動物愛護ボランティア養成講習会ですが、事業の目的としましては、地域における動物の愛護と適正飼養等を普及啓発するボランティアを養成し、人と動物の共生の推進を図ることを目的としています。事業の概要は、動物愛護推進ボランティアを養成するための基礎講習会を開催することです。

指標の設定ですが、1つ目として講習会の開催回数、2つ目としては受講者数、これを指標としております。

基準値につきましては、講習会の開催回数につきましては3回、受講者数としましては19名を基準値としております。平成23年度の目標値ですが、講習会の開催回数6回、受講者数30名を目標値にしておりましたが、平成23年度につきましては、東日本大震災の影響により事業を中止しておりました。

今後の方向性としましては、引き続き広報等を強化しながら、動物愛護ボランティア養成事業を実施していきませんが、需要と供給のバランスを見極めながら、事業の方向性及び継続性等について検討していく必要性があります。今後の施策の方向ですが、平成24年度もそのまま継続しております。

次に、動物愛護ボランティア登録ですが、事業の目的としましては、ボランティアとの連携を図るため、ボランティアの登録を推進することとしております。事業の概要としましては、動物愛護推進ボランティア育成講習会受講者に対して、県で行う動物愛護推進事業及び行政との協働についての説明を行い登録者を募ったところでございます。

指標ですが、登録者数を指標としておりまして、11名を基準値としております。平成23年度の目標としましては、22名を目標としておりました。

実績の詳細及び今後の方向性でございますが、東日本大震災の影響により、事業を中止したため登録者はありませんでした。今後につきましては、引き続き講習会時に協働事業の説明を行っていきませんが、一方的な施策とならないように、需要と供給のバランスを見極めながら事業の方向性それから継続性等について検討していく必要があります。平成24年度につきましては、そのまま継続しているところです。

次に、小学校への獣医師派遣事業ですが、事業の目的は児童期からの動物愛護教育の充実を図ることを目的としております。事業の概要につきましては、保健

福祉事務所の職員を小学校へ派遣しまして、学校で飼育している動物の飼育相談や実際に動物を活用したふれあい体験学習等、座学や触れ合いを実施しました。

指標の設定ですが、1つ目が開催回数、2つ目が受講者数、これを指標としました。基準値としましては、開催回数は56回、受講者数は2,571名としております。平成23年度の目標値としましては、開催回数が60回、受講者数が2,700名としておりました。平成23年度の実績につきましては、開催回数が37回、受講者数が1,337名でありました。

実績の詳細及び今後の方向性でございますが、実績につきましては、東日本大震災の影響により事業規模を縮小して実施しておりました。今後の方向性ですが、児童期からの動物愛護教育は生命の尊重や友愛の気風を醸成する上で大変重要であることから、今後も引き続き当該事業を継続していくこととし、平成24年度につきましても、そのまま継続して事業を行っております。

次に、動物取扱業者に対する監視指導についてですが、目的としましては、動物取扱業者に対する監視指導を実施し、展示動物等の健康及び安全の保持並びに周辺的生活環境の保全を図ることを目的としております。概要につきましては、動物愛護管理対策強化期間を設け動物取扱業者に対する立ち入り指導を実施することでございます。

指標としましては、監視率を指標としておりました、基準値が100%、平成23年度も100%を目標としておりました。平成23年度の実績につきましては49.5%となっております。

実績の詳細及び今後の方向性でございますが、実績につきましては、東日本大震災の影響により監視率が低下している状況であります。平成23年度の実績の内訳としましては、対象施設444施設に対して、実際に立ち入りした延べ立ち入り施設数が220件となっております。今後の方向性につきましては、引き続き動物取扱業者に対する立ち入り指導を実施し、動物の愛護と適正飼養の普及啓発を図るということになります。平成24年度もそのまま継続し実施しております。

次に、特定動物飼養者に対する監視指導についてですが、目的としましては、特定動物飼養者に対する監視指導を実施し、展示動物等の健康及び安全の保持ならびに周辺的生活環境の保全を図ることを目的としております。事業の概要としましては、定期的な施設の立ち入り検査を実施いたしました。

指標の設定ですが、先程と同じく監視率を設定しており、基準値が100%、



平成23年度も100%を目標値としております。実績としましては196.5%の監視率でございました。

実績の詳細及び今後の方向性でございますが、23年度の実績の内訳については、対象施設が86施設、延べ監視施設数としましては169施設でありました。今後の方向性ですが、引き続き特定動物飼養施設に対する立ち入り検査を実施し、特定動物による人の生命、身体または財産に対する侵害の防止を図るということを今後も続けることとし、平成24年度につきましてもそのまま継続して進めているところであります。

最後に、動物取扱責任者研修事業であります。目的としましては、動物取扱責任者を対象とした研修会を開催し、動物取扱業者の全体の資質向上を図ることです。

事業の概要につきましては、動物取扱責任者を対象にした動物愛護法や業務の実施に関する項目等についての研修を実施しています。

指標の設定ですが、1つ目が開催回数、2つ目が受講率としております。

基準値としまして、開催回数が8回、受講率は72%としており、平成23年度目標値としましては、開催回数が8回以上、受講率は100%を目標値としておりました。平成23年度の実績としましては、開催回数が8回以上、受講率は88.4%でした。

今後の方向性としては、法律に定められた規定であるため、引き続き事業を継続してまいります。平成24年度も同様に継続しております。

各事業の実施結果は以上でございますが、最後に、評価についてご説明いたします。各事業の活動指標の欄は基準値、目標値、実績、最後に評価となっており、評価の欄には線が引かれており、評価の記載はございません。

これまでは、実績値が、目標値に対して、計画どおりまたはそれ以上に達している場合にはA評価、基準値が実績以上であるが、目標値に至らない場合はB評価、また、実績値が、基準値に比べて下降している場合はC評価としておりましたが、平成23年度につきましては、東日本震災の影響により、各種動物愛護事業を中止しましたので、評価は行わないこととしております。以上でございます。

(座長) ありがとうございます。

(事務局) 補足して説明いたします。本日追加配布いたしました、別紙2「動物愛護管理事業及び目標」という資料をご覧ください。これは、平成20年3月に策定しました福島県動物愛護推進計画の資料でございます。この計画において、この福島県動物愛護の推進の度合いを見極めていく事業として、ただいま実施結果を申し上げます。10の事業を管理事業の指標とする事業としたものでございます。その中で、平成18年が基準値、それ以降は各年度の目標値があり、各年度の目標値を達していればA評価、各年度の目標値は達していないが、18年度よりも上回っていればB評価、18年度よりも下のものはC評価ということで、これまでの懇談会の中で、評価に対して、適当かどうかという御意見を伺いしているものでございます。しかしながら、平成23年度については、東日本大震災の影響によりまして、事業の規模縮小、または中止といった事業がございましたので、今回については、評価をしないということを御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

(座長) ありがとうございます。事務局の方から説明がありましたが、これについて何か御意見はございますか？

(長岡委員) 愛玩動物協会の推薦でまいりました長岡と申します。幸か不幸か、わたし、この懇談会の設置の時から、ずっと来させていただいて、最古参になってると思うんですが、私が今まで、懇談会に出席させていただいた実績というか評価とかそういうのも反省しつつ、改めて聞きたいんですが、この指標というか資料を懇談会に配っていただいて、懇談会において何を読み取ってほしいのか、説明いただけますか。私は比較的複数回にわたって出席させていただいているんですが、たとえば増田さんは初めてでしょうし、この懇談会において、どういった傾向で発言したり汲み取ったりすべきなのか、県から少し何か御示いただけると会議が進行しやすいのではないかと思うんですが、お願いできますか。

(座長) はい、事務局どうですか。

(事務局) 先程お話ししましたとおり、福島県動物愛護のあり方に関して、いろいろ推進計画についてお話ししてまいりました。その中で、10事業について福島県の動物愛護の進め方を見ていく事業の指標としたところであり、我々行政としては

この中身で十分担保されていると感じておりますが、ここで見ていただきたいのは、掲げている数値目標や結果について、一般的な目線、特に動物業界に携わっている方、または一般の方から見て、もう少し力を入れた方がいいのではないかと、特にボランティア育成講習会とか、養成講習会については、実情にあわないのではないかと、参加しづらいのではないかなどといった具体的な御意見や御感想をいただきたいと思っております。

(長岡委員) よくわかりました。それでは、各項目について少し具体的にちょっとお伺いしたいことがございます。まず、動物愛護管理強化対策事業で、ただし書きというか実績の詳細及び今後の方向性、震災により捕獲頭数や苦情等も減少したとあるのですが、捕獲頭数は、被災動物との区別とかしていらっしゃるのでしょうか。区別してあるとすれば、こういった形で区別されているのか教えてもらえますか。

(事務局) 震災の影響と思われる理由ですが、捕獲頭数、苦情件数が極端に減っている地方があるということです。通常地区であれば、皆さんご存じのとおりですが、特に相双地区については、捕獲、通常処理の捕獲については、後ほど震災時のご説明はいたしますが、原町から南の警戒区域を除き、北側、相馬市の捕獲が減っているという状況でございます。苦情につきましても、特に当該地区からの苦情が減っております。前年度に比べてかなりの減数となっておりますので、これは震災による影響だろうと考えているところであります。

(長岡委員) そうすると、いわゆる相双地区の警戒区域以外のエリア、たとえば福島市内や会津などで、苦情件数が減少したとか変わらないとかはわかりますか。

(事務局) 全地区を対前年度で説明いたします。まず、捕獲頭数ですが、県北が対前年度で3頭、県中地区が8頭、県南地区が3頭、会津が17頭、南会津が8頭、相双が72頭、いずれも減少しております。なお、郡山市では10頭増加、いわき市では2頭減少となっております。

苦情件数につきましては、全て減少しております。前年度県北地区は21件、県中地区は45件、県南が48件、会津が19件、南会津が20件、相双地区が84件、郡山市が33件、いわき市が70件と全県的に減少しておりますが、特に被災地区、津波被害、震災被害、原発災害があった地区、関連地区の苦情また

は捕獲頭数が減っているという状況です。

(長岡委員) 続いて、犬及び猫の引き取り事業なんですが、23年度の目標値660頭以下という設定値は前年度に関してですか。目標値ですね。設定基準は。

(事務局) 設定基準は、18年度の実績がベースになっていて、引き取り数は年次的に減らしていく目標となっています。

(長岡委員) なるほど。こちらも震災、原発災害の影響で減少となっているんですが、例えば、私ども民間では、非常に増えている傾向にあるという実感がありますけれども、そういうものは、行政では把握しているのでしょうか。

(事務局) 行政窓口の引き取り業務の数が減っているということです。特に猫がかなり減っています。

(長岡委員) 譲渡事業では、目標値に対して譲渡数の実績がかなり増えてますね。

(事務局) はい。震災の影響で他県からの支援を多くいただいたこと等により譲渡が進んでおります。

(長岡委員) この中には、警戒区域から保護された犬は含まれていないんですか。

(事務局) 含まれておりません。警戒区域からの譲渡については、通常業務以外のものとしております。県が行っている事業ではありますが、福島県動物救護本部のホームページをご覧くださいと確認できます。

(長岡委員) 外部の方からかなり支援があったということですが、その支援というのは、被災動物、警戒区域で保護された動物以外のことでも、御支援いただいたということですか。

(事務局) 今回、被災動物については、全く処分しないという方針を打ち立てて、皆さんに御支援いただいているところですが、その影響なのか、通常の保護について

も、殺処分することなく、新しい飼い主さんを見つけて、その命を救いたいという申し出が多く、各地方とも伸びている状況でございます。

(長岡委員) これは他地域の行政ということですか。それとも民間ですか。

(事務局) 民間です。

(長岡委員) 特にこの辺のデータを私どもは読み取りづらいというのが正直ありまして、やはり23年度という震災の年度でしたので、この数値をどのように分けて考えたらいのかという点がちょっとわかりにくかったので細かく聞かせていただきました。

次に、動物愛護ボランティア登録ですが、「バランスを見極めながら、事業の方向性及び継続性等について検討していく必要がある」とされていますが、これは、福島県として、法律で定められている動物愛護推進委員にはしないという理由はありますか。

(事務局) 動物愛護推進委員、動物愛護推進協議会でございますが、推進委員の推進活動というのは法律で定められた数項目しかなく、それと同等という意味で、平成11年に飼い犬のしつけ方教室というものを開催しており、その卒業生である各地区のボランティアの方々に、各地区での動物愛護を推進する核となってほしいと思っております。推進委員の法律で定まっている推進活動の項目でございますが、それ以外の部分もボランティアの方々には常日頃実施していただいておりますので、同じような活動をする点で、推進協議会、推進委員制度でなく、現在の懇談会、ボランティア会との協働と考えています。

推進委員、協議会制度については、推進委員の制度の内容を協議会で精査するなかで新しい項目を付け加えるという中身だと思われませんが、この懇談会については、もともとボランティア育成やボランティアの方向付けというものを会議の議題に設けておりまして、推進委員、協議会制度と変わらないものを実施しているものと考えております。むしろ、もう少し自由度のある活動内容にするために、協議会という縛られ方ではなく、ボランティア育成講座と懇談会という関係性により、それに代えていきたいということでございます。

(座長) よろしいですか。

(長岡委員) 私の方も後ほどまとめて質問させていただきたいと思います。次に、動物取扱業者に対する監視指導ですが、目標値が100%に対して、実績が49.5%、これは震災の影響だということが概ねわかるんですが、半数ぐらいになっているということで、これは、いわゆる相双地区の警戒区域の取扱業者ということですか。

(事務局) 先程、震災の影響により規模縮小又は中止という説明をいたしました。県庁内においても、震災直後から被災地支援やスクリーニング、さらには避難所支援などにより、通常業務ができないために規模縮小と考えた部分もございます。

(長岡委員) 最後に1点、特定動物飼養者に対する監視指導ですが、実績196.5%、これは、対象施設が86施設に対して、延べ監視施設数、延べということは、2回行ったということですか。

(事務局) これは、大規模ないわゆる動物園動物がいれば、一つの施設内に複数の許可がありますので、そこを数回実施すれば、監視施設数が増加します。個人ユーザーよりも大きな動物園動物の方が許可件数が多いので、ここを数回、例えば危険性のある動物について多く実施しました。震災の時には、これが放置されると危険ですので、そこをくまなく回ったということです。

(長岡委員) 登録されてる施設でないけれど、周りからそういう通報があった施設を見回ったということではないのですね。

(事務局) はい、そうではありません。登録していて猛獣がいる施設について、震災の影響により逃げてしまったということでは困りますから、そこを重点的に回ったということです。

(長岡委員) はい、わかりました。ありがとうございます。

(座長) よろしいですか。ほかの委員から何かございますか。

(丹治委員) 愛護管理事業に、小学校への獣医師派遣事業がありますが、小学校で開催するのはわかるのですが、小学校への周知方法、開催の要請の時期などがわかれば教えてほしい。

(事務局) 教育委員会、市町村教育委員会を通じまして、学校に連絡しています。実施の通知をいたしまして、学校から回答があり、要望しますという小学校を巡回している事業です。

(丹治委員) 我々も、動物愛護のみならず、いろんな担当をしているなかで、教育委員会、小学校とか子供のうちから教育していくということに力を入れているんですが、学校というのは、カリキュラムを編成していくの早いので、来年の4月以降のものは、1月には確定してしまっているため、そういうところを考慮してもらって、いわゆる子供の頃から、こういう動物に関わって、そういうものを是非継続していただければと思います。

(事務局) 各保健所単位で、この事業活動を行っておりますが、御意見のとおり、なるべく早めに教育委員会と接触して、翌年度の事業に入れられるよう進めていきたいと思います。

(座長) よろしく申し上げます。

(山崎委員) 23年度は、震災の関係で、県北などはしつけ方教室も学科だけで、獣医師派遣事業も行わない状況でしたけれども、今年度は、獣医師派遣も始まって、ボランティア会も協力させていただきました。かなり要望もあって、これは子供たちのためにも続けてほしいなと思うんですが、県北であると、福島市、伊達市だと、伊達市のほうが積極的に応募していただいたりとか、校長先生の考え方で、動物を学校の中に入れていいというところと、そうでないところがあったり、それから、結構飼育はしているけれども飼育の仕方が見えないというか、学校からの要望だけを待っていると、なかなか改善できていけないところがあるのではないかと思いますので、もう少し学校側全体に、こういうことをしていますということを具体的にお知らせしていった方がいいのではないかと思います。

犬のしつけ方教室なんですけど、今年かなり譲渡された被災犬を引き取ったという形でのしつけ方教室の参加が多かったように思いますので、もう少し、しつけ方教室の方法について、実施日の設定や、被災犬を引き取った方に関して、1回だけの学科と実技だけでフォローしきれないところの継続の仕方など、そういうものが見えてきて24年度の評価につながっていくと思われまして。今回評価がなく、次の24年度になった時に、今までとは違った形かとは思いますが、震災がありましたので、そここのところも見極めて24年度の結果を出していけばいいのではないかと考えられます。

(長岡委員) 23年度に関わらず、県の所感で結構ですので、お聞かせ願いたいのですが、そもそも犬のしつけ方教室というのは、適正な飼い方の周知徹底ということだと思うんですが、これをやったおかげで、保護動物、引き取り動物ですか、そういったものが減ったとか、実感、実績はありますか。

(事務局) 引き取り動物の評価は非常に難しい判断だと思われまして。実感としては、引き取り動物が減ったという感覚はありませんが、飼い方がよくなったことなどに反映しているのかと思われまして。

(長岡委員) 今回の震災があって、私が住むいわき市のほうにも避難している方がたくさんいらっしゃって、動物も人口もにわかに増えたということがあります。それだけではなく、震災の後に、全国各地で、福島県を支援してくださっている動物の保護関係の方から、田舎のせいもあるのかもしれないですけど、管理の具合だったり、飼い方だったり、しつけの具合だったり、犬があんまり芳しくないという話がよく聞こえてきます。それから、私どもいわき市にいても、飼い主のマナーに、すごく差がある実感があります。私自身もそうですし、そういう話を多く聞きます。

それで、この犬のしつけ方教室というのが、例えば、そういう飼育・適正飼養のこのことの実績に結びついていないのであれば、もうちょっと内容を見直したりするなどの必要性があるのではないかと考えます。

(座長) その辺は検討する予定はあるんですか。



(事務局) 震災を受けて、福島県内における動物の飼い方、しつけ方については、かなり差があるようです。例えば、震災の時の同行避難のしつけについては、まだまだクレートトレーニングなどができていないと感じておりまして、24年3月、震災の翌年度ですが、市町村において、通常春に実施している集合注射の際に配布できるように、同行避難できるように日ごろのしつけをしまししょうというような内容で、猫ですと交通事故を防止するための屋内飼養をしまししょうといわれていますが、災害時のためにも屋内飼養しまししょうといったチラシをつくりました。

それを、福島県には10万頭いるんですが、10万枚のチラシをつくって集合注射の時に配布し、皆さん方に今回の教訓を生かして、しつけ方を変えていきたいと思いますという施策をしております。また、動物愛護のつどいでも、同行避難のためのトレーニング方法を教えたり、さらに、各保健所のしつけ教室においても、同行避難のためのトレーニングや、しつけの仕方を教えたりしています。皆さんのもとにはまだまだ届いていないかもしれないと思ひまして、23年度につくりましたチラシを持ってまいりましたので、後ほどお配りしたいと思います。数行ではありますが、被災のために普段からしつけということを入れております。

## 【懇談事項2 警戒区域内の被災ペットの保護の状況について】

(座長) ありがとうございます。では、先に進めたいと思います。

それでは、懇談事項の2つ目、警戒区域内の被災ペットの保護状況について、これは過去の実績の報告になるかと思いますが、状況説明をお願いします。

(事務局) 資料2の1(1)に、震災発生以降の経緯を記載いたしました。皆様方におかれましては、御記憶に鮮明に残っているかと思いますが、3月11日午後1時46分に東日本大震災という災害に襲われまして、その災害を受けて、3月12日福島第一原子力発電所1号機の水素爆発が起き、同じ日に住民の方に避難指示が出されております。これは今の警戒区域部分でございます。

そのため、行政としましては災害時に動物を助けるというための仕事をしているわけですが、20キロ圏内から住民避難指示が出ているエリアに立ち入りをして動物を救うということはなかなか困難であったということがまず御説明しておきます。

その後、14日に第一原発3号機の水素爆発が起き、翌日、15日に半径20キロから30キロの13万6千人に屋内退避という指示が出されたところであり

ます。そして、4月22日、警戒区域が指定され、動物愛護を行っています福島県、または環境省、動物愛護に携わるものには非常に厳しい状況となりました。

どこの県においても、このような地震津波対策のための地域防災計画を作っておりますが、福島県におきましても、地域防災計画ができております。その地域防災計画を受けまして、その下にペット救護マニュアル等もできている状況でございます。福島県の救護マニュアルもできておりまして、平成19年5月15日策定のマニュアルがございます。このマニュアルの設計ですが、他県のマニュアルをみても、被災地中心に物事を考えております。福島県も同じ考えでございまして、被災地に物を運びましょう、被災地の避難場所に支援物資を運びましょう、被災地の動物を助けましょう、という流れになっております。ところが、先程説明しましたとおり、助けたい地区に自由に入れない、助けようと思って支援物資を運ぶところの住民が全員避難しているという特殊事情が福島県を襲っています。そこで、このマニュアルを変更しなければならないという状況になりました。1ページ目の(2)の初期対応というところになります。3月11日以降、行政機関、獣医師会を含めた福島県動物救護本部が何をしてきたかと申しますと、まずは30キロ圏内、南相馬市原町区から以北のペット救護、放畜動物の保護を行って参りました。そのほかマニュアルの書き換えをしまして、県内各地に散らばりました避難所に同行避難したペット動物の救護のためのフローを、3月25日に各保健所あてに発出いたしました。獣医師会さんにおかれましては、地区ペットセンターということで、傷病動物を診察してくださる獣医師を紹介していただいて、各避難所に傷病動物がいれば、保健所と連携しながらその治療を行う等の流れ図になっているということでございます。

3月14日現在で298カ所の避難所がございまして、同行避難した動物の数が373頭、内訳は犬が304頭、猫63匹、ウサギが6羽です。避難された20キロ区域内の犬の登録頭数5,800頭に対して、避難所298カ所のなかの373頭という数は非常に少なく、いかに被災者の方が、命からがら逃げたのではないかという状況がうかがわれる数字だと思われまます。

それから、298カ所の避難所に関しましては、各保健所、当時保健所は感染症予防対策もしていましたので、各避難所をまわりながら、衛生対策をし、そのなかで動物のいる施設を確認しております。確認して餌の必要なもの、そのような申し出のあるところについては、餌を配給するという流れになっております。餌については平成18年に予算化しておりまして、当時、予算化して得た犬の餌

500キロ、猫の餌125キロ、これをもとに支援対策をするということで進めていったところであります。そのほか、3月17日の時に、緊急災害動物救援本部、東京にある救援本部から餌の発出可能という連絡をいただいて、3月23日に3トンほど動物の餌をいただいております。その3トンと、18年に備蓄した餌で、まずは各避難所のペット対策に当たるという対策をとっています。

次に、2ページ目でございますが、避難所支援以外にペット対策として何をしていたのかといいますと、30キロ圏外の動物保護に終始していたわけでございますが、動物を保護しても収容場所がないということになります。相双地区にありました犬ねこ保護管理センターは津波災害で全壊してしまいました。18年に予算化してそろえた簡易ケージの中に数日間収容していても、次に運ぶ場所がないという状況でありましたので、残りの県内4カ所、県北、県中、県南、会津地区センターにそれを割り振りまして、管理していく方針を3月18日付けで発出してしております。移送して各地区で管理していたわけでございますが、管理をしている動物が飼い主さんのもとに戻りやすいようにするために、ホームページで保護情報というものを出してしております。被災者の方々はその当時避難所を転々としておりましたので、通常の保護対策でいう2日間公示の1日おいて処分ではなく、最低1ヶ月のホームページ公示を行って、その間に飼い主さんからの問い合わせがなければ譲渡という方針で進めております。通常、このマニュアルでは、被災地に必要に応じて救護施設を作るという考えがありましたが、相双地区に当時、新たなセンターや救護施設をつくるということは、再度避難が必要になった場合などを想定しますと、困難な状況でありました。そこで、相双から一番近くの地区保護センターのある県北地方に倉庫を借りて、救護施設を作ることになります。救護センターができるまでの状況は写真のとおりでございますが、各保健福祉事務所が併設の地区センター敷地内に市町村からテントを借りて、テントを張ってその中で飼っていたということもございまして、元々あった施設を利用するなどして活動を進めていったということでございます。

先程のカレンダーにもありました4月22日になりますと、にわかには動きが出てきておまして、多くの住民の方又は県民の方から動物を助けてくださいという声が上がってきます。我々もなかなか助けられない状況を打破しようということで、いろいろ方策を考え、オフサイトセンターともいろいろ協議してまいりました。その結果、原子力災害対策特別措置法の第26条の中の5号という項目があるのですが、あの地区で狂犬病が蔓延したら大惨事になるため、治安の維持、

社会秩序の維持のために区域内で狂犬病が蔓延しているかどうかの調査を実施するということで、(3)に記載されているとおり4月28日から5月2日の間に県職員を派遣いたしまして、当時の9町村を2時間の範囲でくまなく歩き、犬27頭、猫2匹という実績をあげました。その実績を踏まえ、5月6日付けで、環境省自然環境局長から福島県副知事に対して、「20キロ圏内の犬猫の取扱いについて」という要請文が届き、その要請を受けて、次の大きな捕獲作戦を行うわけですが、行政機関の保護活動は認められたものの、警戒区域内から持ち出せる物の制限がありまして、当時、食べ物・水・ペット・家畜は持ち出し禁止、という指示が出されておりました。

せっかく入って助けても持ち出せないということでは何の方策にもならないということで、環境省とオフサイトセンターと協議を行いまして、26条の2号の放射線の情報蓄積に関して、行政は、保護した際に必ずスクリーニングを実施して地域の秩序を保つという内容で許可を受け、住民の方の一時立ち入り一巡目、住民の方が警戒区域に貴重品などを取りに入る際に、併せて後を追いかけるようにしながら犬猫を回収するというスキームを環境省と共に作りました。この方法が当時一番合理的かつ動物のストレスを与えず保護できる方法であると考えておりました。通常の保護方法ですと、追いかけて回して捕まえる、あとは檻に罠を仕掛けて捕まえる方法ですが、飼い主さん自らが犬猫を保護して回収するという方法は、被災ペットにストレスを与えず、また大人数で地区に入りますから、保護できる頭数もあがるということで、5月10日から8月26日までの一時立ち入り一巡目で作戦を行いまして、犬が300頭、猫が191匹という、これまでよりも大規模な捕獲、効率的な保護を行ってまいりました。

その時の動員数が、福島県職員が延べ387名、それから他県の職員の方々72名に協力いただきまして、保護を行ったわけであります。

一時立ち入り一巡目では、犬猫を保護してほしいという世帯を毎日70～80世帯回っていましたが、日を迫うごとに保護する数も減ってきたので、第一巡目でだいたいは保護しきったと思っていたのですが、インターネット上でまだまだたくさん警戒区域に残っているとの情報をいただきました。そして、ウ「一時立ち入り一巡目以降」ですが、まだ残っているという情報について、一時立ち入り一巡目で保護しきれなかった動物がどの程度いるのか確認が必要ということで、もう一度調査いたしました。これが8月31日から10月23日、一時立ち入り一巡目が終わったあとすぐに、もう一度複数箇所の被災市町村を巡回しまして、どこにどれだけの

動物がいるか、どの辺に残っているかというのを見極めながら、保護を行っております。その結果をもとに、ウのB一斉保護の第一回目を10月24日から11月18日まで行いまして、犬42頭、猫20匹という成果をあげました。この時まだまだいると言われていましたが、意外と動物には遭遇していないのが実感でございます。

次に、これまでである程度捕獲しきったと思っておりましたが、もう一度それを精査するために、集中保護というものを実施しました。集中保護とは、行政機関のみで行った一斉保護に対しまして、環境省が予算をとって委託業者を決め、その受託業者が県と一緒に実施したものでございます。

この集中保護に先立ちまして、環境省の受託業者である、自然環境センターが野生動物調査の手法を使用しました。これは、ルートセンサスといって、日中低速で警戒区域を巡視し、放畜されている動物をカウントするという方法と、ライトセンサーという、夜間計測で警戒区域を巡視して、ライトで照らして光る目を数えて数量を把握する方法、それから、熱感センサーがついていますカメラを設置して、カメラに写っていた動物を精査しながら、動物の残存数を引き上げるといった方法でございます。そのときの確認頭数が、2月の段階でございますが、犬53頭、猫129匹でございます。この犬53頭につきましては、過大評価ではないか、重複カウントもあるのではないかとということで、環境省と県及び獣医師会との調整会議においては、それほどはないとの結論になっております。逆に、猫129匹については、過小評価であり、もっといるのではないかとということで、それを受けて、集中保護第2回目を行っております。このとき、保護できた犬の数が13頭、猫の数が93匹で、平成23年度は一旦ここで保護活動が収束するわけでございます。

平成24年度につきましても、県と環境省及び委託業者で続けていくわけでございますが、我々としましては、先程も申しましたが、一旦は取り終えたものと思っておりましたが、それを再度精査するというので、平成23年5月10日から8月26日まで行った一時立入一巡目で得られました保護依頼シート、それから福島県庁又は相双保健所に寄せられました依頼、苦情依頼、保護依頼をすべて精査いたしまして、まだ自分のお手元にペットが戻ってきていない、死亡や第三者保護かどうか不明であるという1,023名に対しまして、8月16日から8月31日の間、今後も行政機関に保護依頼を続けますかという問い合わせをいたしましたところ、330名の方が保護継続を要望していただき、その方々のお宅

を中心に、誘因餌と捕獲箱を使用しまして、9月7日から10月2日までの間、捕獲作戦をしましたところ、犬が1頭、猫が131匹を保護しました。しかしながら、330という母数がございますので、まだまだ保護が必要であるということで、12月3日から12月21日までの間、再度集中保護を行いまして、犬3頭、猫85匹を保護いたしました。震災の3月11日から平成24年の12月末までの期間、合計しますと、犬451頭、猫541匹の合計992頭を保護しているという状況でございます。

その他、皆様御存知のように、一巡目立ち入り以降数巡目立ち入りをしておりますが、徐々に飼い主さんからのペットの保護依頼、または目撃情報が減ってきており、現在では入ってこない状況ではございますが、まだまだ、自分のペットの見極めがついていない方がいると思われることから、一時立ち入り3巡目以降までの間に、福島県、環境省がオフサイトセンターに掛け合いまして、飼い主の方々がマイカー立ち入りの際にペットを持ち出せるというよう、システムを変えてもらいました。3、4、5巡目と行っておりますが、3巡目では17,764世帯4,3670人、4巡目では13,669世帯33,916人、5巡目では11,005世帯27,087人が入っており、合計で42,438世帯104,673名という多くの方々が入っておりますが、皆さん方のお手元にありますとおり、自らペットを保護しているという数字はあまり上がっていないという状況でございます。

その他、記載されておりますとおり、行政保護以外の民間保護といたしまして、23年の冬期間にペットが凍死または餓死するおそれがあるということで、民間団体を入れて保護させてくれないかという声が上がりました。それを環境省と一緒にオフサイトセンターにあげまして、期間限定の対策ということで、16団体に立入の許可を出して、犬34頭、猫298匹が保護されました。ただし、立入許可を出すにあたりましては、かなり制約がありました。オフサイトセンターからは、人が住んでいない地区で、もし火災等が発生したら、水も消防車もないので大惨事になってしまうため、環境省と福島県でガイドラインを作成してほしいと依頼されました。しかも、ある程度地域住民に不安を与えないようなハードルの高いものが必要であるということで、福島県と環境省で検討してガイドラインを作成し、16団体に対して、そのガイドラインの誓約事項を守れるという条件付きで計画を認めるという意見をつけて、それぞれの徘徊地区を管轄する市町村に公益立ち入りの申請をして、立ち入りを実施したという経緯でございます。公

益という目的ですので、飼い主の方からの要請のある団体に限って入れたということでもあります。しかしながら、区域内立ち入りが可能となり、各団体が熱心に保護活動を展開されたのですが、ガイドラインに違反するという方もおまして、現在では、なかなか再開が難しい状況となっております。一度ガイドラインに違反しますと、それを見ている市町村の方は不安を感じてしまいます。その不安が払拭できない以上、この民間保護は難しい状況でございます。警戒区域に入る許可というのは、原子力災害特別措置法の適用とそれ以外の公益立ち入りしかありませんので、現在ではなかなかハードルが高い状況となっております。

次に、5 ページの2「警戒区域に取り残されている犬及び猫の現状等について」でございますが、川内村をはじめ、飯館村も地域が再編されてまいりました。ここに記載された飯館村の例につきましては、今後、各市町村にも同じような対策として影響を与えるのではないかとこのところでございます。飯館村に関して検討しました対策は記載されているとおりでございますが、避難指示解除準備区域、居住制限区域につきましては、皆さん御存知のとおり、宿泊することはできませんが、通って管理することはできるといった状況であります。自分のペットを元の家において通って管理をする、通って管理することのできない帰還困難区域につきましては、ご親戚にお願いするとか、または、民間の方と契約を結んでお願いするということになっておまして、この飯館村におけるモデルケースは他の市町村でも同様になるのではないかと考えている状況でございます。ただし、先程長岡委員からもお話がありましたとおり、福島県の飼い方は非常に悪い、飯館村も実際ペットを実家において、通って管理していますが、元々の飼い方があまりになっていない。放し飼いであるとか、他県からのボランティアの方が適正飼養ではないのではないかとこのクレームもいただくようになりました。それが飯館村役場にも届き、相双保健所と飯館村で協議をいたしまして、不適正な飼い主に対し巡回指導等を行い、現在は沈静化されているという状況でございます。

次に、3「被災ペットの社会生活復帰への支援」でございますが、先ほどホームページでの公表のことについてご説明いたしましたが、1か月の公開期間の後に新たな飼い主を募集するという体制を取っておりまして、現在かなりの実績を上げております。そのほか、これまでに例のない長期の預かり制度であるホストファミリー制度を平成23年9月1日に要綱を作成して施行し、平成24年2月8日現在で37件の登録をいただいております。ただし、ホストファミリー登録者は他県関東圏の方が多く、飼い主さんの皆さんとしては、地元においておきた

い、他県に出したくないということで、現在、この制度を使つてのホストファミリー成立は今のところ0件でございます。県としては、シェルターではなく、できるだけ早く1個人、家庭の中でペットを飼ってほしいと思い、ホストファミリー制度を立ち上げたところですが、なかなか成功には至っておりません。ちなみに、登録37件の内訳は、犬が27件、猫10件で、やはり犬の方のホストファミリーになりたいという方が多いという状況でございます。

これまでの経緯と今の現状、例示として飯舘村さんの対策、それから譲渡とホストファミリーについて説明させていただきました。以上でございます。

(座長) ありがとうございます。長い経過の説明でありまして、皆さんいろいろ御意見あろうかと思いますが、当時、通信がきかない、燃料がない、電気が通じないと、それも各地区毎に非常に温度差があるなかで、皆やってきたことなので、これについてはいろいろ御意見もあるかと思いますが、なかなか思い通り行かなかったというのは、それはある程度、御容赦願わざるをえない部分があったのかと思います。いわゆる、東京や大阪などをスタンダードに考えると、何をやっているのかというような話はいっぱい聞こえてきたわけですが、その当時においては、避難所の数も毎日増えたり減ったりしていて、昨日あった避難所は今日はないということもいっぱいあったわけであり、そういう非常に混乱した中でやってきた事業でございます。その辺を御了解のうえ御意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

(長岡委員) 今、座長からも話のあったとおり、私も一民間として、震災後いろいろ活動させていただきました。団体の名前の他に、私個人も、一飼養管理者でもありますし、被災地で現状を見ている者でもあるということで、協力させていただきました。今、御説明していただいた中で、私が把握している内容とちょっと食い違いがあったりするんですが、あえてそれを持ち出して非難する気はありません。ただ、おそらく行政の方も、私たち民間も含めて、それを基に今後変えていかなければならないんだろうということは共通の思いだと思うので、それに向かって、意見をさせていただければと思います。

まず、災害時のマニュアルですが、これを策定したときに私もこの懇談会に出させていただいていたので、実際に災害が起こると形骸化してしまったという、すごく残念な思いがありました。実際、あまりにも想定を外れた大きな災害だっ



たために、物資を置くための倉庫を、物資どころか人のために使うということで、行政としても苦勞されたということも伺ってます。やっぱりこういうことがあってはならないと思います。それから、伺ったのは、こんなに大きな災害であったに係わらず、県の方に動物の物資を分けて下さいという依頼の電話がなかったと聞きました。これは何を意味してるのかと思ったのですが、一般の方が、そういう際に助けを求めるのが行政だということを知らなかったのではないかと思います。そういう意味では、告知が足りなかったのではないかという気がしています。それから、実際、本当に身一つで命からがら皆さん避難している方が多いので、電話がなかったなどで、実際電話できるような状況ではなかったというのがほとんどだと思うので、やはり待ってるのではなくて、こちらから出向いて、現状を把握して、物資が足りないもの、ニーズがあるものを提供していかなければいけないのではないかと私も非常に実感したところです。そういう中で、この場を借りて御礼申し上げたいのは、郡山の石川先生なんですけど、いわきから緊急車両指定を環境省からいただきまして、ビックパレットに行かせていただきまして、大きな避難所だったのでたくさんの避難者の方いらっしゃいました。そのさなかに、実際に顔をみてお話ができて、援助を要請出来たのは石川さんだけでした。行政の方が、その場にいてくださってお話を聞いてくださる、直に何かあると連携がとれるというスタンスを取ってくれたのは、ものすごくありがたかったです。おそらく県という大きな組織の中で、そういうのはもしかしたら、チームプレーとしては逸脱したものがあつたかもしれないというのは想像に難くはないんですが、一県民としては、すごく心強かったという実感がありますので、石川先生本当にありがとうございました。

これも踏まえて、おそらく中央で情報を収集する、今後に向かって仕事を構築するセクションと、それから、民間の実際のニーズを足を使って収集するセクションを、やっぱりきちんと作っていかないと、そういうものに今後対応できないのではないかと思います。

もう一点ですが、もう一つ石川さんにすごく助けられたのは、震災直後に実は私の仕事場に15名の檜葉の方が避難していました。その方は動物もいるということなので、私が所属するボランティアの連絡網を使って、その周辺の方と動物を一時的に避難してもらいました。原発の災害とあつて、あまり長期にはいらっしゃらなかったのですが、そういう方が、県の中通りの方に避難されて、元々は行政がここに行って下さいって指示したところではないところに、てんでんばら

ばらに避難していたんです。そうすると、自分が動物のフードだったり何かを助けて欲しいときに、避難所として指定されているところに行くと、あなたは自分の自治体の人ではないから分けてもらえない、ということが多々あったというのを聞いています。そのときに、中通りだったので石川先生にご相談して、いろいろ物資、もしかしたら内緒でいただいていたのかもしれませんが。そういうものを分けていただいたという経緯もありますので、私も言葉の使い方間違ったら非常に申し訳ないのですが、こういう意味では、いわゆる縦割り行政というんですか、各行政内での町村だったり、部署だったり、そういうのが連携とれてないと、なかなか救援という意味でも、本当に必要なものを救援するという意味でもうまく流通が行かないのではないかとということも実感したところです。

ちょっと内容がボリュームがたくさんあるので、どこからお話したらいいかなと思いつながら話をさせていただきました。

(座長) 混乱してる中で、いろいろ問題があったと思います。各避難所での要請なり、支援すべき内容も、ごく早い時期は、二日ごとに変わる、ある程度時間がたって1週間ごとにその内容が変わってくるということで、それについて、追いつけていけなかったというのが、みんなの、県民の実感だと思われ、それを外部から見ると、非常にもたついているというように見られたのかということでもありますので、これらについては、そういう内容を含めて新たなマニュアル作成の中では、活かしてもらいたいと思います。先ほど話がありましたとおり、想像を超える災害であったということと、もともと災害というのは発生した時が一番ひどくて、時間を追うごとに回復してくるというのが、火事であれ水害であれ、通常の災害であるわけですが、ところが今回の災害は地震津波もありましたけれども原子力災害というのがその後に併発し、これが日々深刻になっていくという内容だったものですから、通常のマニュアルでは対応しきれないのは当然やむを得なかったのかと思いますので、新しいマニュアルについては、そういう部分も含めて、検討方お願いしたいと思います。それを我々だけでなく、他の府県に対してもやはり参考になっていくのではないかと思いますので、お願いしたいと思います。

ほかに何かございますか？

(長岡委員) 一時帰宅の際の動物の回収、保護回収の件ですが、県の職員の方、他の自治体の方が延べ数にあるように活躍していただいておりますが、それにプラスし

まして動物愛護救援本部の方から一時帰宅支援の窓口業務として、おそらく県の職員の方と同等数の方が派遣されています。この中に実は私もいたんですが、このときにすごく思ったのは、やっぱり原発事故という、未曾有の事故だったので、窓口業務の人材というのを選定するのにすごく苦労した経験があります。被曝というおそれもあるので、若い方とかはなるべく避ける、年齢的な制限だったり、健康状態だったり、家庭環境だったりという誓約を受けつつ、一時帰宅業務支援の窓口、かつ、すごくデリケートな業務だったので、誰でもいいというわけではなくて、やはり避難してる方の気持ちをくんでいただける方という指定があったので、広い福島県をカバーするのに、私自身かなり苦慮しているいろんな方に声をかけてお願いしてたというのが実際にあるんですが、これを踏まえてすごく思ったのは、せっかく福島県がこういったボランティアを立ち上げているのに、どうしてこういうときに連携がとれなかったのかということが残念でなりません。私個人として、県北ボランティアの登録者の方に知り合いもいたので、直接声をかけて色々お願いしたこともあったのですが、やはり、その方は知っていても私が直接知らないで、こういったデリケートな業務をお願いするには至らなかったということもありますし、また、県北ボランティアの方で県庁とダイレクトにつながっているはずなのに、どうして私から言わなければならないのかと素朴な疑問を持ったこともありました。せっかくこうやって、長年、福島県内のボランティアを設置して活躍していただいているのですから、それこそもっと密につながりをもって、しつとにかかかわらず、動物に関わるというのは人間の関わりだと思えますので、そういったことでも信頼関係を作れるようなボランティア会をぜひ設置していただければと思う次第です。

(座長) 非常に混乱した中での仕事でしたので、今後、要望として、生かすようにしてください。ほかに、ございますか？

(山崎委員) 私は、県北動物愛護ボランティア会で、今回、飯野のシェルター立ち上げのときにお手伝いとかもさせていただきましたけど、本当に、想像以上のというか、どういう形でやっていっていいのかわからないまま、ただ、そのなかで、ほかの県外の方のボランティアに入っていて、どんどん改善していくなかで、ボランティア会同士が連携し合いながらという段階ではなく、できることはしようという形ではありましたが、なかなかそこで絶対福島県のボランティア会

の協力を得て、というところは難しかったかなというのは実感でした。ただ、どんどん県外の方とかのボランティアを受け入れながら、すごく改善していているというのはそれぞれの苦労の中では感じていたので、今回のことを、また起こらないでほしいと思いますけども、これからに生かして行ってほしいと思うところがあります。すごく反省するところもありましたし、ただこのままにしないで活かしていきたいというのはありました。想像以上のすごいご苦労だったというのはすごく実感して、感じています。

(座長) 今の話の内容は、我々が非常に災害慣れしていなかったという、緊急時に何をやるべきかという、その訓練を、ボランティアさんまで用意したけれども、どうやるのかという図上演習であるような作業をしてなかったとということで、ボランティアさんをどう頼むか、何を頼むかさえわからなかった、というのが、現状でした。

そういうことを踏まえて、ある程度時間が経過すると、こういうところにこんな情報があった、こういう物があった、このように頼めばよかったと徐々に聞こえてくるわけですが、それは、我々は非常に情報量が少ない中で非常にぬくぬくと暮らしてきたという反省をもって、先程お願いした新しいマニュアルを作る中ではそういうものも含めて、活動を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(事務局) 貴重な御意見ありがとうございました。ネットワークという話をいただきまして、このマニュアルの中では、ネットワークというものについて考えてみたいと思います。行政になかなか情報が届かない、当時は物資班との掛け合いがあり、倉庫の確保があったんですけれども、各避難所から毎日日報があがってきて、必要物資の要求があがってくるんですが、倉庫の確保に行って、次に動物の餌がきますという話をしても、避難所から動物の餌の要求が1件もありません。なぜ、それが必要なんですかといわれていました。動物飼ってた人がいるはずなのに、なぜ毎日の日報の中に動物の情報が入っていないのかというのも非常に疑問で、行政の情報の吸い上げの部分で難しかったのか、毎日の日報報告の中で、1件も動物の要請がありませんでした。リストを全て見せてもらい、そのリストにあう容量分の支援物資の配給があったんですが、リストの中にないと言われると、なかなか倉庫の確保もできませんでした。今後、どういう吸い上げ方をすれば良い

のか、行政が動物のことをやっていく、そこに話せば助かりますという先程の広報を今後どのように方法手段として考えていくかということを考えていきたい思います。

(長岡委員) 本当に初動なんですけど、私の方にラジオ福島さんから依頼がありまして、動物を放して逃げてしまった、あるいは一緒に同行避難しているのにどうしたらいいのかわからない、どうしようという御相談がありました。

本来なら、これは県の方に相談していただきたいようなことだったんですが、実際に民間レベルでもどうしていいかわかんない、県に聞いても窓口がわからなかったりしたので、たまたま、つながりがあった私の方に連絡があったということで、おそらくインターネット上にまだ私の音声が残っていると思います。私も正直どこ連絡を取れるような状況ではなかったので、可能な限りは県の動物窓口それから動物救援本部、おそらく外で立ち上がるはずである救援本部の事務局の連絡先を紙に書いて、全部コピーして、小さな帯にして、私が廻った避難所のペットに関わりそうな方、あるいは町村の窓口の方に手渡ししておいてきたということがあるんです。ただそれでも、なかなか情報はあがってはこなかったようなので、おそらくそういうときに、目の前に犬を飼っている人がいる、猫を飼っている人もいて車の中で飼育しているというのものもある、しかし、その辺がうまく連携がとれなかった、情報が落とせなかったというのは、もっと今後固めていく必要があると思っています。

(増田委員) 私は震災後、各避難所に県北保健所から物資を持って廻ったんですが、小さな避難所を廻りました。そのときに、ペットを飼っている人はいませんかとお聞きすると、窓口の人はどこの避難所にもいませんという返事をくださるんですけども、実際はたくさんいたんです。ですから、あがってこないんだと思います。犬猫は当然なんですけど、ウサギもセキセイインコもモルモット、ハムスター、両生類もいました。確実にいました。そういった人たちに、ウサギの餌はないし、両生類はどう扱っていいかわからないし、みんな車の中に押し込んでというのが現状です。だから、避難所の方にペットいますかと聞いても、この避難所にはいませんという返事はどこでも返ってくるんです。でも、館内放送していただいて、拡声器使って皆さんに周知していただいて、ボランティアの方が来ていますが、どなたかいませんかという、皆さん手を挙げてきてくださるんです。一人一人

そういう方とお話することもボランティアにとって必要だと思うんです。支援物資だけではなくて、「大丈夫ですか。薬は足りてますか。必要なものはありますか。」と声をかけてあげるのもボランティアにとって必要だと思いますので、私はやっぱりこのボランティアの養成っていうのは、今後の課題として、一つ検討していただきたいと思います。以上です。

(座長) ボランティアの方に求められることもまた、過去において想定した内容とは違った、より質の高いものになっていくと思いますので、内容が変わってくるかと思っておりますので、それも我々の検討課題かと思っております。

(長岡委員) 被災ペットの社会生活復帰への支援についてということですが、これは今現在やっている新しい飼い主探し事業というのが主だと思うんですが、それ以前に、ちょっと確認というかお聞きしたいのは、元の飼い主を捜すというのを積極的に行政の方でなされたというのがありますか。例えば、私がふと思っていたのは、保健所に登録してる犬のデータがある訳で、今年度も、狂犬病予防法の予防接種してくださいということを案内していると思います。相双地区の方、避難している方にも届いていると思います。それに併せて、登録しているはずの犬は自宅にいますかということを確認することで、元の飼い主さんを捜すことにもつながったかと思っていたんです。どうやらいろいろ私が聴取した範囲内では、そういうことはないということを聞いているんですが、何か積極的に元の飼い主さんとのマッチング事業をなされたというのがありますか。

(事務局) 積極的マッチング、能動的マッチングというのはいないです。元々やっていたのが、ホームページでの情報提供です。

(長岡委員) 今になれば、ホームページを見るのが可能な方はたくさん出てきていると思うんですが、電話はもちろんそうですが、電話すらつなげない、かからないなかでホームページを見ろというのは非常に酷な状況だと思うんです。そういう状況を踏まえて、被災動物の冊子を作ってください方、それから私に依頼があったのが、埼玉県のIT企業の方が自分の持ってる端末を使って、避難所を回って、避難してる方に見せて情報提供していきたいという話もあったんですが、それだけでは不十分だと思いますし、それから非常に残念な話として、もうたぶん

いないだろうと思って捜すのをあきらめていたり、あるいは飼えないから捜さないという話もずいぶん聞いています。たとえば、飼えないから捜さないにしても、飼い主がわかって飼養を放棄するという意思が確認できれば、すぐに新しい飼い主を捜すことに移行もできると思いますので、もし今後こういうことがあれば、ないに越したことはないんですが、もうちょっと積極的に、行政で持っているデータを使ってできる飼い主のマッチング事業をお願いしたいと思っています。

(事務局) ホームページと、もう1つ実施したのが携帯サイトへの情報提供です。携帯サイトであれば、おじいちゃんやおばあちゃんも見れるということで、携帯サイトでの確認ということを実施いたしました。それから、マッチングにつきましては、我々も市町村もそこまで費やせるだけの人材または時間がなかったというのが現状でございます。最近、市町村との会議で、市町村の話をいろいろ伺ったんですが、当時はいかにして逃がすかということが大前提で、それ以上のことが当時できたかといわれると、できなかったという話でありました。

今後、課題として、どこまで能動的な活動ができるかについては、なかなか難しいものでありますので今後の検討課題としたいと思います。ありがとうございます。

(長岡委員) 今、いかにして逃がすかという言葉がうかがいでしたが、それは「人」ということですか。

(事務局) はい、「人」でございます。

(長岡委員) 以前、福島県としては、動物を手放して避難してくださいということはアナウンスしていないという話があったと聞いたんですが、私が聞いたところによりますと、主に檜葉町、それから富岡町では、行政の方から犬猫を手放して逃げてくださいというアナウンスがあったとは記憶していないという方がほとんどだったのですが、浪江町、大熊町では数件聞くことができました。ただし、それはやはり窓口になった方、担当になった方の言葉だったと思うんですが、これも致し方なかったケースだとは思いますが、やはりこの場合も、各町村のたとえば動物に関わらなくても、その防災担当だったり、何かそういうアナウンスに関わる人にも、何かあったときには必ず動物を同行して避難してくださいということ

を周知していく、横のつながりも持っていただきたいというのも今回思った私の感想です。是非理解してください。

(座長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。また後で出てくるかと思いますが、先に進めていきたいと思います。

(長岡委員) もう一点いいでしょうか。ホストファミリー制度についてですが、実際窓口で登録していただいているということで、県以外でも、動物救護本部の方でも、震災の当初から、ホストファミリーは結構登録してもらっていたと思うんですが、今事務局から説明のあったとおり、県外に出したくないといったこともありますし、それから問題点として、ホストファミリーの方でも期限を持ってほしいという要望も私の方ではずいぶん聞きました。ただし、福島県の場合は、原発事故、なかなか期限を設けられないので、故にマッチングできないという話も聞いています。

(事務局) 県では期限は1年で切っていますが、要望を聞くと出したくないという方がほとんどです。

(長岡委員) 私が聞いているのは、1年で帰れるか帰れないかわからないのに、1年しか預かれないというところには預けられないということもずいぶん聞いています。それから私自身も、いわきで、ちょうど避難経路の途中にあるので、そういった動物をずいぶん保護して、いろいろな方に、ホストファミリーというか、一時的に保護してくれる方をお願いしています。

実際、飼い主がわかっているにも関わらず、引き取りに来ない犬猫もたくさんいるんです。飼い主さんをこちらから見つけて連絡を取ったにもかかわらず、そのまま知らんぷりで、たとえば病気を持っている犬の治療費などは、ホストファミリーの方が全部負担して、福島県内の被災犬なので、そういうトラブルも発生してますので、今後どういう災害があるとは想定しにくいとは思いますが、ホストファミリー制度を設けるのであれば、そういう点も踏まえて、より細かく、お互いがあまり誤解しないような何かを決めていただけたらいいと思います。

### 【懇談事項3 動物の愛護及び管理に関する法律の改正の概要について】



(座長) 結構なご提案ありがとうございました。よろしいでしょうか。先に進めて行きたいと思います。

それでは、3番目の懇談事項「動物の愛護及び管理に関する法律の改正の概要について」、説明をお願いします。

(事務局) それでは、事務局から、動物の愛護及び管理に関する法律の改正の概要について説明させていただきます。

資料の3になりますが、平成17年に法改正が行われてから約5年以上が経過したことから、この間の法律の施行状況等について、中央環境審議会動物愛護部会動物愛護管理のあり方検討小委員会で審議されてきましたが、この結果を踏まえ、動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、資料3のとおり改正されました。

主な改正の内容としましては、動物取扱業のさらなる適正化、終生飼養の徹底、多頭飼育の適正化、それから、災害対策について改正になっております。

まず最初に、動物取扱業のさらなる適正化ということで、動物取扱業のさらなる適正化を図るために、特に幼齢の犬猫の取扱を中心に、依然として不適正な飼養が見られることから、犬猫等販売業者に対し、登録時に犬猫等健康安全計画の提出が義務づけられました。また、犬猫の所有者に対しましては、犬猫の所有状況について、個体ごとの帳簿記載と定期的な報告が義務づけられています。

2番目になりますが、ネット販売等においてトラブルが多数発生していることを受け、購入時の現物の確認及び対面販売での説明が義務づけられています。

次に、現在、規制対象ではない非営利性の動物取扱についても、飼養施設を有して一定頭数以上の動物を飼養する場合には、第2種動物取扱業ということで届け出の対象になりました。

次に、終生飼養の徹底ということで、動物の所有者または占有者の責務としまして終生飼養の努力が追加されました。

それから、動物取扱業者の責務として、販売が困難になった動物の終生飼養の確保を明記するとともに、犬猫等販売業者に対し、その取扱いについて、犬猫等健康安全計画での提出を義務づけました。

次に、都道府県等による犬猫の引き取りの義務について、動物取扱業者から引き取りを求められた場合や終生飼養の原則に反する場合に、引き取りを拒否できるようになりました。

また、動物取扱業の主な改正点としまして、現状としまして、動物取扱業として、販売、保管、貸し出し、訓練、展示の5つの業種がありますが、遵守項目として、登録基準、登録の拒否、取り消し、動物取扱責任者の選任、報告徴収などがありますが、これが新たに第一種動物取扱業と第二種動物取扱業ということで分類されます。

現在、登録されております動物取扱業につきましては、そのまま移行しまして、第一種動物取扱業ということになりまして、第一種動物取扱業に関しましては、犬猫等販売業者については販売のために繁殖する場合も含まれますが、追加義務として、犬猫の生後56日以内の繁殖業者からの引き渡しの禁止、ただし、これは猶予期間が設けられておりまして、法律施行後は、三年間は45日、その後は法律で定める間は49日という規定が設けられております。

それから、犬猫等健康安全計画の策定をして保健所へ届け出をすること、所有の状況と帳簿記載を定期的に報告すること、さらに、獣医師との連携確保といったものが設けられました。

その他の動物取扱業者に対しましては、販売時の対面販売、現物確認が義務づけられます。また、感染性の疾病の予防、販売が困難になった場合の譲り渡しを努力義務として明記されました。

第二種動物取扱業につきましては、新たに加わったものですが、飼養施設を有する営利性のない動物の取扱いが該当になります。例えば、動物愛護団体が行う譲渡活動や公園などに展示されている動物の取扱など営利性のない動物の取扱が第二種動物取扱業の対象になります。取扱う動物の種類、数、飼養施設の構造、規模、管理の方法などを報告してもらうことになります。第二種動物取扱業でも基準の遵守、勧告、命令、立入検査等の規定が設けられますので、都道府県知事等へ届け出ることになります。

次のページですが、多頭飼育の適正化ということで、多頭飼育者に対する届出制度について、これまでも条例で対応することは可能でありましたが、条例に基づき講じることができる施策として明記されました。これは、一般飼い主における犬猫等の多頭飼育に起因する問題を解決する手段として、より積極的に明記されたものでございます。悪臭等周辺的生活環境が損なわれている場合だけでなく、多頭飼育を要因とする虐待のおそれがある場合についても、都道府県における勧告・命令の対象となりました。

最後に災害対策対応についてですが、災害時における動物の適正な飼養及び管

理に関する施策が、動物愛護管理推進計画において定める事項に追加となっています。また、動物愛護推進員の活動として、災害時における動物の避難、保護等に対する協力が追加されました。

動物の愛護及び管理に関する法律の改正につきましては、平成24年9月5日に公布され、平成25年9月1日施行ということになっています。

#### 【懇談事項4 動物愛護法の改正に伴う福島県の対応等について】

(座長) はい、ありがとうございました。これは法律の改正という内容でございますので、これについては次の項目と重複すると思われるので、次の項目の説明もお願いしたいと思います。

法律としては、相当時間をかけて改正してきた経緯がございます。福島県ではどのように運用していくのかというのが、次の項目、動物愛護法の改正に伴う福島県の対応ということになっていくと思われるので、説明方お願いします。

(事務局) それでは事務局から説明させていただきます。動物愛護法の改正に伴う福島県の対応等についてですが、先程事務局から説明しましたとおり、法の第九条の中に地方公共団体の組織として、条例で定めるところにより、多数の動物の飼養及び保管に関する届出をさせることができることが明記されております。福島県としては、県内実態調査を行いましたところ、県内で26件の多頭数飼育が確認されております。最大規模で50頭というところがございます。他の自治体では、この一覧表にあります5つの自治体、特に皆様方のご記憶に新しい山梨県でございますが、平成4年から多頭飼育に関する事件が発生しており、平成12年3月に山梨県動物愛護懇話会を設立して、色々話し合いを行ってまいりました。そして、懇話会の意見も踏まえまして、関連条例を統合して新しい動物愛護管理条例を作ったということを知っております。いろいろ命令勧告等があつて、さらなる対策として、条例を整理したと聞いておりますが、福島県の場合、今のところ命令勧告の事例はありませんが、飼養動物の健康及び安全の保持を考える意味では、福島県においても、条例改正の必要性を検討していきたい。

次に、(2) 災害対策では、新法第六条において、動物愛護管理推進計画の中に災害時対策が追加されています。福島県の場合、推進計画に災害時のペット対策も書かれておりますが、今回いろいろ御意見をいただきましたことを踏まえ、マニュアルの見直し等について検討していきたいと思っております。以上になります。

よろしく申し上げます。

(座長) ありがとうございます。ただいま、法律が改正されたということと、それに伴い、福島県がそれに対してどうすればいいのかということで説明がありました。これについてご意見ございますか。

(長岡委員) 法律というわけではないのですが、法改正を受けて、今後福島県の方で、災害対策に関するマニュアルを策定していく上で、是非、多頭飼育している方に対しての、何か指導の具体例とかを盛り込んでいただきたいと思います。実際に相双地区で放置して避難したペットショップさんもいらっしゃいますし、いわき市内でもブリーダーさん、一時的に避難するのに、保健所さんにもどうすればいいかと相談して、実際保健所さんだって対応に困ったと思うんです。だから事前に、その際の何か指導方策なども含めてマニュアルを作っただけであればと思います。私が知っている限りでは、ご自宅それからお客様の犬猫全部つれて、避難してくださったドッグカフェの方もいらっしゃいますが、残念ながらそういう方ばかりではなかったようで、実際に多頭飼育というのは、業者を指すことが絶対的に多くなると思いますので、業者に対する指導策というのも考えていただきたいと思います。

(座長) 今の話のように、業者さんを対象としたような頭数の管理というのは一つあるのかと思います。やはり、郡部に、都市部にもあるでしょうが、郡部にも多い、犬猫のやたらと多い飼育方について、これに対しての指導と、ちょっとニュアンスが違ってくると思われますので、その辺は二本立てで考えていかざるをえないと思います。

(事務局) ありがとうございます。最後に、情報提供でございますが、先程、地域防災計画という話でしたが、これまで平成21年度の修正版が最新版でしたが、このたび震災を受けまして、地域防災計画の見直しがありまして、修正に対して意見を出してありまして、平成24年11月29日に開催されました福島県防災会議におきまして、私どもが提案したペット対策についても、承諾されまして平成24年12月3日に新しい地域防災計画が発表されております。

この中の、ペットについてですが、避難計画の策定の中にペットとの同行避難

のためのケージ等の支援という項目、それから、避難所の整備に関しましては、ペット等の保管設備を設けましょうということがあります。ボランティアの種類の中に、今回の被災ペットボランティアという実態を受けまして、被災ペット救護ボランティアという項目、それと、福島県獣医師会との連携という項目、これ以外に一番大きい案件ですが、避難順番の中に人と同じ並びでペットというのも入りました。

ボランティア活動の中で、今回被災ペットボランティアを受けまして、被災ペット救護活動というのをボランティア活動の中に盛り込みました。

以上、震災対策編に盛り込まれましたペット対策について、御紹介いたしました。新旧対照表につきましては、ホームページ等に載っておりますので、ご覧いただければ幸いです。

(座長) ありがとうございます。

(長岡委員) 聞きかじった情報で、私も正確な法律というか対策名を失念しているんですが、福島県の地域防災計画プラスなんか原子力の事故の対策というのがあったかと思うのですが。

(事務局) 福島県の地域防災計画は4編に分かれてまして、一般災害対策編、震災対策編、原子力災害対策編、事故対策編で構成されています。事故対策編というのは航空機事故、船舶事故などの事故対策で、船舶事故対策等については、今回の見直しでもあまりペット対策のことはありません。震災対策以外の原子力災害対策、これにつきましては、食品生活衛生課でも何度も意見を出しております。現在、最終のパブリックコメントを実施しております最終案ですが、前回申し入れたものが盛り込まれていないため、また同じことを盛り込むように要望しております。

策定の際には御紹介できると思いますが、要求しているものの、なかなかこれが思うようにいっておりません。原子力災害対策編の中で、ペットとの同行避難ということ掲げた場合に、集合場所の中での項目であげたんですけども、集合場所で預かる際に警察官、消防隊員等の指示に従って集まれば、そのなかに、市町村が指示すると思われそうですが、ペットとの同行避難について助言してほしいと要望しました。しかし、その助言指導が重いとのことで、原発災害の際にペットを連れ帰るために戻って災害に遭ってしまうなどを想定すると、なかなか入れ

られないと思われませんが、現在も要望中でございます。

(長岡委員) 今話を聞きますと、2月26日までパブリックコメントをしているようなので、是非、懇談会の皆さんから声をかけていただいて、そういう意見をあげていただければと思います。

(事務局) 17年前の阪神淡路大震災の状況になりますが、兵庫県の担当係長さんの話を聞いておりますが、ペットの同行避難というのは強くは言えなかった。それはなぜかという、戻って災害に遭ってしまう等のことがあるので、なかなか強くは言えなかったとのことでした。

(座長) 阪神淡路大震災からいくつかの大きな災害があつて、その中で、意識の変化があつて、もう少しというところで、この災害にぶつかってしまった。ちょっと間に合わなかった部分があつたのかとも思うわけですが、行政の方の意識もかなり変わってきたでしょうし、周りの意識も変わってきたということで、大きな変化があつた時期と思っておりますので、具体的に動愛法の改正を踏まえて、福島県の方でも、今回の震災も踏まえて、前向きな対応をお願いしたいと思っております。パブリックコメントの方も求めているようですので、皆さんの御意見も出していただきながら、よりよいものになってくるのが望ましいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。その他ということで何かございます。

(長岡委員) 先程も少しお話ししたんですけども、私どもいわきの方で、避難している方が非常に多いもので、そのせいかどうかは定かではないんですが、実際にペットを飼われている方の、特に糞の被害、糞害についての問題が、元々住んでる住民の方から多くあげられるようになってきていまして、つい昨日一昨日あたりも、公園課の方からの話があり、誰か特定してということではないんですが、実際に多くなってるのは間違いないんです。避難している町村の自治体の方にも県の方からちょっと働きかけていただきたい。例えば、そういう活動に協力してくださいとか、あるいはそういう活動を率先してやってくださいとか、何か働きかけていただければと思いますので、是非御検討よろしく申し上げます。

(座長) はい、わかりました。そのように動物を飼うということは、個人の嗜好の問題

であります、周囲の理解を得られなければ、目的を達しえないということもあります。やはりそれは、先程話しありましたように、しつけ方教室という問題もありますが、都市部と、郡部とでの動物に対する長い間の意識の差があったということの表れが出てきているのかとも思うわけです。

放し飼いをしている地域が、厳然としてあるのは事実で、十分な教育をしていかなければならないと思われまます。でも、本当に教育を受けてもらいたい方は、教室に来ない人なんです。教室に来る人は十分に意識のある人が来ているだけで、本当に情報を届けたい人は来ないという、この辺のギャップをどうやって埋めていくかということが大事だと思われまます。そのためにはやはり、学校への飼育管理の指導で、獣医師派遣の事業ということを通じても広げていく必要があろうかと思われまますので、一つの対策で全て解決するわけではないのです。いくつかの対策、多くの対策が一つの結果を生んでいくということになると思われまますので、今日出されました御意見を十分くみ取っていただいて、一つの成果につなげてもらいたいと思われまます。そういうことで、一つ話をさせていただきました。

ほかに何かございますか。

(山崎委員) 先程ボランティアの連携の話があったんですけど、今回福島県動物愛護ボランティア会の会長を務めさせていただきました、今まではフェスティバルで、会長が集まって情報交換をして、それから勉強会を行いましようという流れの中で、震災があったり、フェスティバルの縮小ということで、県北なら県北の中でというように、それぞれの地区で実施しましようということになってしまったので、やはり、ボランティア会としては、連携をとっていくためにも、結構集まったの情報交換などをしていかなければならないということ、すごく今回のことで感じましたので、是非また活動していただくことと、パブリックコメントもそうですけれど、こういう状況だということ、それぞれの会長を通して会の方にも伝達していただいて、何かあったときには、福島県として活動していけるようにしたいと思われまますので、その辺よろしくお願いまます。

(座長) はい、その辺よく、汲み取ってください。

(長岡委員) 山崎委員の話を受けて、ちょっとお伺いしたいんですが、福島県の動物愛護週間で行う事業の件で、外部のボランティアの参加をお断りするというのは、

どういった経緯からくるのでしょうか。ちなみに、私の所属する愛玩動物協会で何度か、特に費用を負担するとかそういうことではなくて、協会が推進する動物愛護の活動というのは、非常に行政と似ているものもありますし、行政の持つてくるスキルとは別な角度からの活動ができるかと思うので、参画したいと依頼を何年かに渡ってお願いしてたりするんですが、特に開催地域の権限かどうかわかりませんが、外部の人は入れずにやりますと、何度もお断りされてる経緯があります。決して邪魔する気はありませんが、今の山崎委員のお話を受けて、地域のボランティアさんとの連携、それから、いろんな情報の交換がありますし、人手があれば、より多くのそういうものが周知できると思いますので、今後、公益の団体であれば協働させていただきたいので、その辺も御検討願いたいと思います。

(座長) それは、過去の件は別において、新たに検討課題、過去はあまり引きずっても仕方ありませんので、今後もし前向きな検討を一つお願いしたと思います。

ほかにございますか。特にないようですので、本日の懇談会は、これにて散会したいと思います。

本日は本当に御苦労様でした。